

1-8 森林環境譲与税の使途

(1) 森林環境譲与税について

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより、「森林環境譲与税」が創設されました。令和元年度より各自治体における私有林人工林面積、林業就業者数及び人口から算出した譲与税の交付が開始され、杉並区の令和元年度譲与額は21,489千円でした。森林環境税は令和6年度より1人年額1,000円賦課徴収することとされています。

また、全国の区市町村への森林環境譲与税の譲与額(予定)は下表のとおりです。

| | 令和元年度 | 令和2～3年度 | 令和4～5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------------|--------|---------|---------|--------------------|
| 各年度譲与総額(A) | 200億円 | 400億円 | 500億円 | 森林環境税収入額 +300億円 |
| 譲与割合(B) | 80/100 | 85/100 | 88/100 | 90/100 |
| 区市町村譲与額※ (C) = (A) × (B) | 160億円 | 340億円 | 440億円 | 収入額による |

※各自治体の譲与額は、区市町村譲与額(C)の5/10を私有林人工林面積、2/10を林業就業者数、3/10を人口により按分した額となります。

(2) 森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税収入については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、杉並区では以下の事業に活用しました。

(単位：千円)

| 充当事業名 | 活用内容 | 令和元年度 決算額 | 特定 財源 | 一般財源 | |
|-----------------------|---|--------------|----------|--------|----------------------------|
| | | | | 一般財源 | 一般財源のうち、 森林環境譲 与税充当額 |
| 地域人材の育成 | 交流協定を締結している青梅市との共同企画講座 「森林ボランティア育成講座」の実施 | 496 | 0 | 496 | 431 |
| 公園の維持管理 | 公園に国産間伐材を利用した野外卓を設置 | 4,400 | 0 | 4,400 | 3,822 |
| みどりを守る | 「いこいの森」に間伐材を利用した案内板を設置 | 528 | 0 | 528 | 458 |
| 環境活動推進センター等 の事業運営 | 「森林・木材」を考える環境教育ツアーの実施 | 173 | 0 | 173 | 150 |
| 小中一貫校の施設整備 (高円寺地区) | 高円寺地区小中一貫校改築経費 (木材を利用したメモリアルスペース・下駄箱の設置) | 19,144 | 0 | 19,144 | 16,628 |
| 合計 | - | 24,741 | 0 | 24,741 | 21,489 |